

(別添 2)

保安・維持管理について

1 対象機器

岐阜県多治見市前畑町 5 丁目 1 6 1 岐阜県立多治見病院

純正空気供給設備（液化酸素・窒素貯槽、送ガス蒸発器、タンクヤード内付属配管、混合器（1 台）、システム電源盤）

2 履行期間

純正空気混合装置設置後 10 年を想定（単年度契約）

3 点検回数

高圧ガス製造設備／法定定期自主点検（6 か月点検／年 2 回）

純正空気混合装置／保守点検（1 年点検および 3 か月点検）

4 対応時間

原則、岐阜県立多治見病院の通常勤務日の業務時間内

ただし、故障等、不測の事態の場合は上述以外の時間においても病院からの要請により技術員を派遣し修理・対応を行う。

5 業務内容

① 定期点検業務

(ア) 高圧ガス製造設備（CE 設備）

・法定定期自主検査（年 2 回）

高圧ガス保安法に定める定期自主検査を実施し、報告書を作成のうえ病院へ提出する。

(イ) 純正空気混合装置

・純正空気混合装置保守点検（1 年点検および 3 か月点検）

※リプレースが完了するまでの期間は既設純正空気混合装置の保守を実施する。

※装置の点検にあたっては装置メーカーが認定する管理者の資格を有する専門技術員、もしくは有資格者が同等の技能を有すると認定した技術員が実施する。

② 緊急対応について

上記設備および機器の不具合ならびに圧力警報鳴動による病院からの緊急の保守

点検および修繕の要請があった場合には、迅速かつ誠実に対応し、設備の点検・復旧および安全稼働に努めるものとする。

③ 緊急時連絡体制について

(ア) 設備に異常が発生した場合、24 時間 365 日連絡がとれる体制をとるものとする。

(イ) 時間外・休日における異常発生時には病院中央監視室と連絡を取り合い、その指示に従うこと。

(ウ) 時間外・休日であっても緊急点検要請があった場合には速やかに対応する。

(エ) 緊急時連絡体制表を病院へ提出するものとする。

④ 提出書類（保守点検終了後に以下の書類を病院へ提出する）

保守点検報告書（緊急時点検を含む）

- ・ 保守点検の都度、提出する（2 部／病院事務局および中央監視室）
- ・ 報告書の様式は任意とする。

⑤ その他

(ア) 保守業務に必要な機器器具、資材および消耗品等は請負業者の負担とする。

※定期交換部品は保守費用に含み、それ以外の必要交換部品は別途見積りとする。

(イ) 本仕様に基づく作業によって発生する廃棄物および残材は無償で引き取り適正に処分すること。

(ウ) 保守点検に関して発生した改修工事等により必要となった公文書の作成、関係省庁への提出には全面的に協力すること。

(エ) 仕様に定めのない疑義が生じた場合には、病院との協議による。